

J R 東海労働組合関西地「申」第8号
2 0 2 1 年 9 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

出向者の勤務時間中の労働組合活動に関する申し入れ

会社は、8月24日より再開した新幹線乗務員の「54才原則出向」に関する面談を行っている。面談の中では個別に出向に対する反対の意思表示を行っているが、対象者の中には団体交渉等の委員や、大会等の構成員として出席する場合がある。

7月6日、地本は労働協約に基づき「各種委員の決定について」として「委員名簿の交換」「苦情処理委員の指名」を行った。

また、出向規程第5条の2には、「出向社員は、出向期間中であっても、出向先と調整の上で会社が業務を命じた場合はその業務に従事しなければならない。また、会社から指示された事項について、報告を行わなければならない。」とあり、併せて組合との信義則を遵守するべきである。

会社が責任を持って出向させるというならば「労働協約」「出向規程」に基づく団体交渉等の各委員等が出向先においても必ず出席できるよう、会社が出向先会社に対して勤務手配をするべきと考える。

従って、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 「労働協約」第6条（1）から（4）に定められた団体交渉等の各委員、幹事、関係者及び参考人が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。
2. 「労働協約」第6条（5）及び（6）に定められた労働組合の大会、委員会、執行委員会等の構成員や関係者が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。
3. 「出向規程」第5条の2に定められた、会社が業務を命じた場合は「労働協約」第6条に定められた団体交渉等の各委員、幹事、関係者及び参考人が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。

以 上